

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	中学校卒業後からの青年支援対策事業委託について
----	-------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

第14条第1項（個人情報の電子計算機処理の委託、個人情報の収集を伴う委託等）

（担当部課：福祉部子ども家庭課）
担当係 子ども家庭支援係担当者 小野川 内線（3432）

事業の概要

事業名	中学校卒業後からの青年支援対策																																													
担当課	福祉部子ども家庭課																																													
目的	課題を抱える青年への支援																																													
対象者	働く目的ややりたい仕事が見つけれず就業活動や準備をしない「ニート」や、中学卒業後の高校進学・在学への挫折や居場所の喪失などにより将来に不安を抱く青年																																													
事業内容	<p>1. <u>中卒以降の青年の受け皿づくり</u> 中学校卒業後から「ニート」世代の青年たちを対象とし、青年たちとの面談（場合によって）訪問、情報提供、「居場所」の提供、これらの活動についての評価の場（活動評価会）の開催（「居場所」での状況・面談内容を、非常勤講師である専門家を交えた形で整理・検討）など様々な具体的支援を提供する。</p> <p>2. <u>講演会の実施</u> 社会や地域と接点を持たなくなった青年やその保護者を対象とし、親向けと青年向けのテーマで講座を実施する。</p> <p>3. <u>運営協議会の開催</u> 児童精神科医や、カウンセラー等専門家を構成メンバーとする運営委員会を開催し、事業全体の計画を具体化するための検討や各事業への協力を依頼する。</p> <p>4. <u>情報発信</u> 成果を多くの人たちに認知してもらうため、広報誌の発行、HPを通じての情報発信を行う。</p> <p>実施スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>第一四半期</th> <th>第二四半期</th> <th>第三四半期</th> <th>第四四半期</th> </tr> <tr> <th></th> <th>4～6月</th> <th>7～9月</th> <th>10月～12月</th> <th>1月～3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>青年の居場所の提供</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居場所</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>活動評価会</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>リーフレットの作成</td> <td>作成・頒布</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>講演会の実施</td> <td>準備</td> <td>実施</td> <td>準備</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>運営協議会の開催</td> <td colspan="4">隔月で実施</td> </tr> <tr> <td>広報誌の発行</td> <td>発行</td> <td>発行</td> <td>発行</td> <td>発行</td> </tr> </tbody> </table>		第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期		4～6月	7～9月	10月～12月	1月～3月	青年の居場所の提供					居場所	実施	実施	実施	実施	活動評価会	1回	1回	1回	1回	リーフレットの作成	作成・頒布				講演会の実施	準備	実施	準備	実施	運営協議会の開催	隔月で実施				広報誌の発行	発行	発行	発行	発行
	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期																																										
	4～6月	7～9月	10月～12月	1月～3月																																										
青年の居場所の提供																																														
居場所	実施	実施	実施	実施																																										
活動評価会	1回	1回	1回	1回																																										
リーフレットの作成	作成・頒布																																													
講演会の実施	準備	実施	準備	実施																																										
運営協議会の開催	隔月で実施																																													
広報誌の発行	発行	発行	発行	発行																																										

1. 電子計算機による個人情報の処理委託等(第14条第1項)・・・事前報告
2. 個人情報の収集を伴う委託等(第14条第1項)・・・事前報告

件名 中学卒業後からの青年支援対策事業 委託について

保有課(担当課)	福祉部子ども家庭課
登録業務の名称	中学校卒業後からの青年支援対策
委託先	東京 YMCA “liby (リビー)”
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	本事業の対象となる青年又はその保護者の以下の情報 氏名 性別 住所 年齢 電話番号 FAX番号 Eメールアドレス 面談記録
委託理由	新宿区協働事業提案制度により採択された事業で、青年の支援に実績のある委託団体に上記記載の情報収集をさせて「中学校卒業後からの青年支援対策」の事業を実施することで、効果的・効率的な事業が展開でき、事業対象者の利便性を図ることができる。
委託の内容	将来に不安を抱く青年に対する受け皿として、下記の事業を委託し、青年を支援する。 1 「ニート」と呼ばれる青年たちへの「居場所」の提供。 2 社会・地域と接点を持たず孤立し悩んでいる子どもや保護者向け講演会の実施。 3 事業を効果的に実施するための、運営協議会の開催。 4 上記事業を含め、本事業を広く周知するための広報紙発行等情報発信。
委託の開始時期及び期限	平成20年4月1日 から 以降継続
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 取扱責任者及び取扱うものをあらかじめ指定する 2 提供された情報は施錠できる金庫に保管する。 3 情報の媒体は紙のみとする。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。